

## JCB 優待サービス 参加加盟店 規定

### 第 1 条 (本サービス・本規定)

- (1) 本規定は、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）および関連会社が運営する広告媒体（以下、「JCB 媒体」という。）を利用して、事業者が自己の商品・役務の提供における JCB ブランドのクレジットカード会員および「JCB PREMO」利用者（以下、「JCB 会員」という。）への優待（以下、「JCB 優待」という。）を告知することができる JCB のサービス（以下、「本サービス」という。）の利用条件等を定めるものです。
- (2) 本サービスは、JCB 所定の加盟店規約（個別に加盟店契約を締結している場合は当該加盟店契約を含み、以下、「JCB 加盟店規約」という。）に定める「加盟店」資格を有する者（以下、「申込対象者」という。）のうち、本規定を承認のうえ、JCB に JCB 所定の方法で本サービスの利用を申し込み、JCB が承認した個人・法人および団体（以下、「JCB 優待店舗」という。）を対象とします。なお、「JCB PREMO」利用者への優待（以下、「JCB PREMO」優待）の提供は、JCB 優待店舗のうち、「JCB PREMO 加盟店規約」（個別に「JCB PREMO 加盟店契約」を締結している場合は当該契約を含み、以下「JCB PREMO 加盟店規約」という。）に定める「JCB PREMO 加盟店」資格を有する者（以下、「JCB PREMO」優待申込対象者」という。）が、「JCB PREMO」優待の利用を申し込み、JCB が承認した個人・法人および団体（以下、「JCB PREMO 優待店舗」）を対象とします。
- (3) 申込対象者は、JCB 所定の方法で申し込むことにより、自己の複数の店舗（以下、「複数店舗」という。）において JCB 優待を提供することができます。
- (4) 申込対象者のうち、本サービスの利用を申し込んだ者および JCB 優待店舗をあわせて、「JCB 優待店舗等」といいます。
- (5) 本規定に定めのない事項については、JCB 加盟店規約および JCB PREMO 加盟店規約が適用されます。なお、本規定の内容が、JCB 加盟店規約および JCB PREMO 加盟店規約の内容と抵触する場合は、本サービスに関しては本規定の内容が優先するものとします。
- (6) JCB は、本規定を JCB 優待店舗の承諾なくして、本規定を随時変更できるものとします。この場合、JCB は当該変更について事前に JCB のホームページ等で公表または JCB 優待店舗に通知します。JCB 優待店舗は当該公表、または通知の後、本サービスを利用した時点で、当該変更に同意したものとみなします。

### 第 2 条 (業務委託)

JCB は、本規定に基づいて行う業務の全部または一部を JCB 優待店舗等の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

### 第 3 条 (掲載情報)

- (1) JCB 優待店舗およびその代表者は JCB に提供した自己に関する情報、写真およびデータ（以下、「提供情報」という。）が JCB 媒体へ掲載されることを承諾するものとします。また、JCB 優待店舗およびその代表者は、提供情報につき変更が生じた場合は JCB に報告するものとし、変更後の情報も提供情報同様に取扱われることをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) JCB 優待店舗は、JCB 優待の内容を事前に JCB に報告し、JCB から承認を受けたものを JCB 優待とします。
- (3) JCB 優待店舗は、JCB 会員が JCB カードと同時に JCB 優待店舗に提示することにより、JCB 優待が受け取ることができるクーポン（以下、「クーポン」という。）を JCB により JCB 媒体に掲載する方法により発行するものとします。
- (4) JCB 優待店舗は、JCB に対し、本規定に基づいて JCB 優待店舗と JCB との間で生じた契約（以下、「本契約」という。）の

有効期間中、JCB が提供情報を無償で承諾するものとします。また、JCB 優待店舗は、JCB が本項による許諾に基づいて提供情報を使用することに対して、著作者人格権を行使せず、著作者に行使させないものとします。

- (5) JCB 優待店舗は、提供情報について第三者の権利を侵害していないことを保証するものとし、提供情報について第三者との紛争が生じた場合は自らの責任と費用によって解決するものとします。
- (6) JCB 優待店舗は、JCB 優待の内容に変更がある場合は速やかに JCB に報告し、承認を得るものとします。
- (7) JCB は、本サービスの適正な運営、JCB 会員の利益保護等のため必要があると判断したときは、JCB 優待店舗に事前に通知することなく、当該 JCB 優待店舗の JCB 優待に関する情報について、JCB 媒体での公開の中止、または削除をすることができるものとします。
- (8) JCB 優待店舗は特定商取引に関する法律およびその他の関係諸法令に従った JCB 優待を提供するものとします。
- (9) JCB 優待店舗は以下に該当するものは JCB 優待として取り扱うことはできないものとします。
  - ① 公序良俗に違反するもの
  - ② 銃刀法、麻薬取締法その他の関連諸法令の定め違反するもの
  - ③ 第三者の著作権、肖像権、知的所有権等を侵害するもの
  - ④ 不当景品類および不当表示防止法の定め違反するもの
  - ⑤ その他 JCB が別途指定するもの
- (10) JCB 優待店舗は、JCB 優待を付して自己の商品・役務等を提供するに際し、顧客との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとします。またトラブルが発生した際には誠実に対応するものとします。
- (11) JCB 優待店舗は、特定商取引に関する法律および割賦販売法その他の関係諸法令に鑑み、JCB または監督官庁から業務を是正するよう要請または指導を受けた場合、かかる要請または指導に従い、速やかに業務を改善するものとします。
- (12) JCB 優待店舗は、顧客から JCB 優待を付した自己の商品・役務等の提供等に関し、苦情、相談を受けた場合、効能または効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、誤請求等の事故が発生した場合、JCB 優待店舗と顧客との間において紛争が生じた場合、または、顧客、関係省庁その他の行政機関等から違反する旨の指摘、指導等を受けた場合には、JCB 優待店舗の責任と費用負担をもって対処し、解決にあたるものとします。

#### **第 4 条（権利の帰属）**

本サービス内の知的財産権、著作権などの権利は JCB または JCB に対する権利許諾元に帰属します。

#### **第 5 条（掲載条件）**

JCB 媒体に JCB 優待を掲載するための条件は以下のとおりとします。

- (1) JCB 優待店舗が JCB 加盟店規約に定める加盟店であること。なお、「JCB PREMO」優待を提供する場合は、JCB PREMO 加盟店規約に定める加盟店であること。
- (2) JCB 優待店舗が、JCB 優待を付した商品・役務等につき瑕疵（JCB 優待店舗による説明や広告の内容に合致しない場合も瑕疵を含む。）のない商品・役務等を提供すること。

#### **第 6 条（掲載期間および契約の有効期間）**

JCB 優待の継続期間、JCB 媒体への JCB 優待の掲載期間は、本契約の有効期間と同じとします。本契約の有効期間は、本規定で特に定めた場合を除き、JCB が JCB 媒体への掲載を認めた日から JCB 優待店舗が JCB 加盟店規約に基づく加盟店の資格を失った日とします。但し、JCB が個別に認めた場合はこの限りではない。

## 第7条（情報の収集および利用等）

- (1) JCB 優待店舗等およびその代表者は、JCB が提供情報のうちの個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、次の各号のとおり取扱うことに同意するものとします。
- ① 本規定に基づく JCB 優待の内容の事前確認、本サービスの管理等取引上の判断および、利用促進にかかわる業務のために、以下の（ア）から（キ）の情報を収集、利用すること。
- （ア） JCB 優待店舗等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名等、JCB 優待店舗等が本サービスの申込時および変更届け時に届け出た事項
- （イ） JCB が収集した JCB 優待店舗等の代表者のクレジット利用履歴
- （ウ） JCB 優待店舗等の営業許可証等の確認書類の記載事項（徴求した場合のみ）
- （エ） 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- （オ） JCB が本サービスの利用を認めなかった場合、その事実および理由
- （カ） 顧客から JCB に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、JCB が顧客、およびその他の関係者から調査収集した情報
- （キ） 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等）
- ② 以下の目的のために、本項①（ア）および（イ）の情報を利用すること。ただし、JCB 優待店舗等が下記（イ）に定める営業案内について中止を申し出た場合、JCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
- （ア） JCB が本規定に基づいて行う業務
- （イ） 宣伝物の送付等 JCB、JCB が提携する会社、組織または他の店舗等の営業案内
- （ウ） JCB のクレジットカード事業その他 JCB の事業（JCB の定款記載の事業をいう。）における新商品、新機能、新サービス等の開発
- (2) JCB 優待店舗等は、提供情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第 1 項と同様に取扱うことに同意するものとします。

## 第8条（免責）

- (1) JCB は、事由を問わず、また JCB 優待の掲載期間中であるか否かを問わず、本サービスの全部または一部を変更または廃止することができるものとし、これにより JCB 優待店舗に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (2) JCB 媒体における、通信回線もしくはコンピューター等の障害またはアクセス過多によるシステムの中断もしくは遅滞、データ消去またはデータへの不正アクセス等により生じた損害または不利益、その他本サービスに関連して JCB 優待店舗に生じた損害または不利益について、JCB は何ら補償しないものとします。

## 第9条（本規定に対する違約等）

- (1) JCB 優待店舗は、本規定に違反したことに起因または関連して、JCB 会員、JCB またはその他の第三者に損害等が生じた場合、かかる損害等を賠償するものとします。
- (2) 前項に定める損害賠償（但し JCB に対する損害賠償を除く。）について、JCB は、賠償を求める者に対し、損害賠償の時期、相手方、賠償額をそれぞれ JCB 優待店舗に通知した上で、JCB 優待店舗に代わってこれを支払うことができるものとし（義務は負担しない。）、JCB 優待店舗は、この支払いにつきあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 前項に基づく損害賠償の支払いがなされた場合、JCB 優待店舗は、JCB に対し、その全額およびこれに対する前項に基づく支

払いがなされた日の翌日から完済まで年6分の割合による遅延損害金をただちに支払う義務を負うものとします。

#### 第10条（中途解約）

- (1) JCBは、本契約の有効期間中も、1ヶ月前までにJCB 優待店舗に通知することをもって本契約を解約することができるものとする。
- (2) JCB 優待店舗は、本契約の有効期間中も、1ヶ月前までにJCB 所定の方式によりJCBに申し出ることにより本契約を解約することができるものとする。

#### 第11条（解除）

- (1) 以下事由が生じた場合には、JCBは、JCB 優待店舗に対し何ら催告することなく、ただちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合JCBに生じた損害等をJCB 優待店舗が賠償するものとする。
  - ① 本規定（付随する特約等を含む。）に違反した場合
  - ② JCB 優待店舗が本規定にしたがったJCB 優待を提供することに支障があるとJCBが判断した場合
  - ③ 営業または業態が公序良俗に違反するとJCBが判断したとき
  - ④ 営業停止またはこれに準じる行政処分を受けた場合
  - ⑤ 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けるとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
  - ⑥ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止となった場合
  - ⑦ 本項5号、6号のほかJCB 優待店舗の信用状態に重大な変化が生じたときJCBが判断した場合
  - ⑧ その他JCB 優待店舗として不適当とJCBが判断した場合

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

- (1) JCB 優待店舗は、JCB 優待店舗やJCB 優待店舗の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む。）が以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。
  - ① 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
  - ② 暴力団員（暴力団の構成員）
  - ③ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
  - ④ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
  - ⑤ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
  - ⑥ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
  - ⑦ 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

(2) JCB 優待店舗が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあるとJCBが認めた場合、JCBは、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合 JCB に生じた損害を JCB 優待店舗が賠償するものとする

(3) JCB は、JCB 優待店舗が第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本サービスの提供を一時的に停止することができるものとする。

**第 13 条（準拠法及び管轄裁判所等）**

(1) 本規定の準拠法は日本法とします。

(2) 本規定に関連する JCB 優待店舗と JCB との間の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第 14 条（本規定に定めのない事項）**

本規定に定めのない事項については、第 1 条第 5 項の適用がある場合を除き、JCB 優待店舗と JCB は双方協議の上決定するものとする。